

令和4年4月21日

尾道市議会  
議長 高本訓司 様

尾道市議会政治倫理審査会  
委員長 山根信行

### 審査終了報告書

令和3年3月12日付けで受理され、同月22日に本審査会に審査を求められた審査請求について、尾道市議会議員政治倫理条例（以下「政治倫理条例」という。）第8条第1項の規定により、審査の終了を次のとおり報告します。

- 1 審査請求の対象となった議員  
杉原孝一郎議員

- 2 審査請求の対象となった事由とその内容

対象となった事由は、議会に対して度重なる虚偽の説明をしたことにより、政治倫理条例第3条第1号に規定する政治倫理基準「議員の品位と名誉を損なう行為により、市民の議会に対する信頼を損ねないこと」に抵触すると思料されるという審査請求によるものであります。

その食い違う説明の内容は、令和2年6月の議長に対しての説明では、現金の受領を否定していましたが、同年9月の対象議員主催の説明会において、現金を置いて帰られたことに後で気づき、3日後に返却したと説明を変え、その後、令和3年2月3日の河井克行氏の裁判では、現金の入った封筒を受け取っており、食事代等に使ったとの供述調書が読み上げられたというものです。

### 3 審査会・文書送付等の経過

- 第1回審査会（令和3年3月22日）
  - ・正副委員長の選出（吉田尚徳委員長、山根信行副委員長）
- 第2回審査会（令和3年4月9日）
  - ・審査会運営の協議
- 第3回審査会（令和3年4月22日）
  - ・運営方針、審査日程等の協議
- 1回目出席要求（令和3年4月27日発送、5月14日聴取予定）
- △ 協議会（令和3年5月14日）
  - ・対象議員欠席のため、5月6日付け返答文書について協議
- 第4回審査会（令和3年5月26日）
  - ・運営方針等の協議
- 第5回審査会（令和3年7月6日）
  - ・正副委員長の互選（委員交代 山根信行委員長、檀上正光副委員長）
- 第6回審査会（令和3年8月30日）
  - ・審査日程等の協議
- 2回目出席要求（令和3年9月7日発送、9月24日聴取予定）
- 第7回審査会、協議会（令和3年9月24日）
  - ・対象議員欠席のため、出席要求への9月21日付け返答文書について協議
- 第8回審査会（令和3年10月14日）
  - ・審査日程等の協議
- 3回目出席要求（令和3年10月22日発送、11月5日聴取予定）
- 第9回審査会（令和3年11月5日）
  - ・対象議員欠席のため、対応協議
- 質問事項（令和3年11月10日発送、11月18日提出期限）
- 第10回審査会（令和4年1月7日）
  - ・対象議員より回答ないため、対応協議
- 第11回審査会（令和4年4月21日）

#### 4 審査の終了の経緯

本審査会は、令和3年3月22日に設置されて以降、議会への食い違う説明について、公開の場で、本人から事情の聴取を行ったうえで審査を行うため、対象議員に出席を求めてきました。

それは、公開の場で本人が説明することで、政治倫理条例第2条第2項に規定する「議員は、政治倫理に反する事実があるとの疑惑を持たれたときは、速やかに、真摯かつ誠実に疑惑について説明しなければならない。」という議員の責務を、市民に対しても果たすことになるとの考えによるものです。

対象議員は、本審査会の3度にわたる出席要求に対し、出席を断るとの書面を提出され、出席要求には応じられませんでした。そのため、本審査会は4回目に質問事項について、文書での回答を求めましたが、その回答も得られませんでした。

その後、令和4年3月9日に対象議員より辞職願が提出され、本会議で辞職が許可となりました。

対象議員が、議員を辞された結果、議員を対象とする政治倫理審査会としては、審査を継続することができません。在職中に本審査会の求めに応じていただけず、審査結果が出せなかったことは、議会が自ら制定した政治倫理条例の存在意義に関わることであり、審査会として誠に遺憾で、不本意な結果となりますが、対象議員の不在により、やむなく審査終了となることを、取り組み経緯と併せ報告いたします。